

社発第124号
平成22年3月26日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引貸株超過にかかる特別品貸料率の適用の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は下記銘柄について貸借取引の貸株超過における特別品貸料率の適用を解除することといたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.対象銘柄

(3232) 三重交通グループホールディングス(株) 株式

(9729) (株)トーカイ 株式

(平成22年3月5日付社発第114号により通知)

2.解除日

平成22年3月29日(申込日基準)

以 上